

参 与

おはようございます。

委員の皆様、それから推進委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しいところ会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

会議に入る前にご連絡を申し上げます。

お手元にお配りしております「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全国に拡大されたことに伴う農業委員会の総会について」という、秋田県農業会議会長からの発出文書をご覧ください。

県農業会議では、新型コロナウイルス蔓延防止対策の一環としまして、農業委員会総会の開催について、いわゆる3密を避ける方法での開催や、総会の延期等も検討するように求められております。

詳細につきましては、後ほど文書をご覧くださいと思いますが、総会の開催につきましては、3番目の裏面の資料3というところで事例を紹介しております。ただし、この内容ではにちょっと対応が難しいかなというふうに事務局としましては考えています。

したがって、その3番目のところに記載されております短時間での開催について、可能な範囲で実施したいというふうに考えておりますので、委員各位のご協力をぜひお願いしたいと思っております。

具体的には、議案の事前配布は従来のおりでございますが、説明を短く簡潔にし、また、資料を配布することで説明とさせていただく場合があることをご了承願います。次に、議案の訂正のほうをお願いいたします。

議案書の3ページ、議案第1号の農地法第3条の許可申請についての案件9番でございます。

持分の無償移転でございますが、〇〇〇〇さんの住所は、その1つ前の8番で申請のある〇〇〇〇さんと同一の方でございますので、住所も〇〇〇〇〇〇が正しい住所となります。こちらのほう訂正をお願いいたします。

経営面積につきましても、借り入れの面積が〇〇〇アールから〇〇〇アールに訂正をお願いいたします。

次に、議案書の80ページでございます。

議案第4号強化法の農用地利用集積計画の承認についての案件76番の利用権設定でございますが、出し手の〇〇〇〇さんが亡くなったため、今回の案件は、取下げということになりますので、よろしくをお願いいたします。

訂正については以上でございます。

次に、欠席の届出でございますが、6番、佐々木忠永委員、そして、22番、長澤信徳委員から出ております。

そして、9番の伊藤悟委員はちょっと連絡ございませんがまだ到着されておられないので、後ほど到着されると思われま。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第38回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

(午前9時 開会)

参 与

会長がご挨拶を申し上げます。

(会長挨拶)

参 与

ありがとうございました。

会議に先立ちまして、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は21名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

次に、前回4月10日総会から本日までまでの主な業務報告につきまして、お手元に配

申請者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、52歳です。

理由といたしまして、現在、申請者は、両親世帯と同居しております。申請者の長男は県外に就職しておりますが、実家に帰郷する予定であります。今の両親世帯では、手狭になることから、現在の家の近くに住宅を新築する計画をしたものであります。

農地転用の許可基準における立地基準につきましては、申請農地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に区分され、原則許可できませんが、許可の例外規定である申請に係る農地の周辺において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当するものと考え、許可できると判断しております。

また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、農地法第4条第6項第3号及び第4号に規定する許可要件を満たしているものと判断いたしました。

なお、この案件は、令和元年6月開催の第26回大仙市農業委員会総会で農振除外案件として同意をいただいております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

- | | |
|------|---|
| 議 長 | 事務局からの説明が終わりました。
これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
案件1番についてお願いします。 |
| 齋藤委員 | 21番の齋藤です。
先月27日、現地を確認してまいりました。
集落内の一角にあり、また、ほかの農業者の迷惑になる、そういう場所でもないことを確認しましたので、よろしくご審議お願いします。 |
| 議 長 | ありがとうございます。 |
| 参 与 | 現地調査、大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。 |
| 議 長 | 質疑に入ります。
質疑ございませんか。
(なしの声) |
| 議 長 | ないようですので、これより採決いたします。
議案第2号について、原案のとおり決定することについて賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手) |
| 議 長 | ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第2号の「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。 |
| 議 長 | 次に、議案第3号の「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。 |
| 参 与 | 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。
令和2年5月13日提出
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦 |
| 議 長 | 事務局の説明を求めます。 |

黒川委員 19番、黒川です。
4月22日に事務局と現地を確認して問題がないことを確認しました。よろしくお
願いします。

議 長 ありがとうございます。
案件4番についてお願いします。

田村委員 15番です。
先日、事務局と確認に行っていました。
何ら問題ありません。どうかひとつよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。

参 与 現地調査大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長 質疑に入ります。
質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長 質疑ないようですので、これより採決いたします。
議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請については、
原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第4号の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認に
ついてを議題とします。

参 与 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計
画の決定について意見を求める。
令和2年5月13日提出
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長 議案第4号、18番から19番の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積
計画の承認についてを議題とします。
本案件は、○番、○○○○委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により、
○○委員の退席を求めます。
(○○委員 退席)

議 長 事務局の説明を求めます。

参 与

それでは、39ページ、18番と19番をご覧ください。
関連がありますので、一括で説明させていただきます。
利用権設定期間の満了に伴う更新案件です。

利用権を設定する方は、126番の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇さん、ほか60件で、地域農業への集団化への協力及び兼業、高齢による労力不足等で貸付を希望している方です。

設定期間は、186番は5年2か月、それ以外は10年2か月となっております。

10アール当たり賃借料につきましては、田が使用貸借から〇〇〇〇〇〇〇円の幅があり、畑は〇〇〇〇〇〇円から一緒に貸す田と同額となっております。

なお、1件ごとの詳細につきましては、議案書をご確認いただきますようお願いいたします。

議案第4号1番から17番及び20番から186番までについては、ただいま説明いたしました72件のほかに、所有権移転10件、賃貸借権設定の新規97件、更新61件、移転4件がございます。

今回の所有権移転における売買価格の内容につきましては、説明案件を除きまして田では10アール当たり〇〇円から〇〇〇〇〇〇〇〇円と幅があり、また、畑では〇〇円となっております。これは、各地域の圃場の条件及び契約者双方の意向及び実情を踏まえた妥当な金額と推察しており、利用調整会議においてもご承認いただいたものであります。

次に、賃貸借権設定の10アール当たりの賃借料の内容であります。説明案件を除き、低いほうでは10アール当たり〇〇〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇〇〇円と幅がございます。低いほうは、圃場の条件が悪いことなどが考えられますが、契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長

質疑ないようですので、これより採決いたします。
議案第4号、1番から17番及び20番から186番までについては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長

ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第4号、1番から17番及び20番から186番までの「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、報告第1号の農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告についてを議題とします。

参 与

報告第1号 農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について
下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する。

令和2年5月13日提出
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長

事務局より報告願います。

参 与

128ページをご覧ください。

記載の17法人からの報告がありました。

順に読み上げるものではございますが、総会時間の短縮のため省略させていただきます。ご了承

ください。

詳細につきましては、131ページから196ページをご覧ください。

結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議 長	以上、報告いたします。 次に、報告第2号の大仙市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員の選任についてを議題とします。
参 与	報告第2号 大仙市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員の選任について 大仙市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱第9条の規定により、農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の委員を選任したのでこれを報告する。 令和2年5月13日提出 大仙市農業委員会 会長 細谷精悦
議 長	事務局より報告願います。
参 与	

それでは、ご説明いたします。

今年7月31日に改選となる農地利用最適化推進委員につきまして、大仙市農業委員会農地利用最適化推進委員評価委員の選任に関する要綱第9条の規定により、評価委員は会長が選任することになっております。

そこで、本規定に基づきまして、選任されました評価委員を次のとおりご報告いたします。

大曲地域、18番、渡邊敏雄委員、神岡地域、13番、石山礼蔵委員、西仙北地域、6番、佐々木忠永委員、中仙地域、15番、田村誠市委員、協和地域、3番、茂木靖雄委員、南外地域、10番、伊藤又エ門委員、仙北地域、21番、齋藤久人委員、太田地域、22番、長澤信徳委員、以上8名でございます。

なお、ただいま選任されました委員及び会長並びに会長職の代理者は、総会終了後、視聴覚研修室で第1回評価委員会を開催したいと考えておりますので、ご参集願います。

以上でございます。

議 長	以上、報告いたします。 次に、その他の案件について事務局から説明をお願いします。
参 与	

その他につきまして、令和元年度大仙市農業委員会歳入歳出決算見込額についてご説明いたします。事前に配付しております資料の1枚ものがございますが、決算見込額という資料がございます。

令和元年度大仙市農業委員会歳入歳出決算見込額という資料がございます。

令和元年度の決算につきましては、5月末までが出納整理期間となっておりますので、決算額がまだ確定しておりません。

前回総会で、今回、報告することにいたしましたので、見込額で資料を作成してございます。

この中で1点ご説明したいところがございます。

令和元年度から事業を実施いたしました農地利用最適化交付金事業でございます。

決算見込額が978万2,167円で、これは3月の報酬の支払いにあわせて、各委員の皆様のお座へ振り込みさせていただいた金額の合計額となっております。

予算から見ました不用額が1,871万9,833円と大変大きな金額となっておりますが、実際には交付金事業でございまして、国から実績に応じて交付されますので、残金は残らないということになりますので、あらかじめご説明いたします。

以上でございます。

議 長

説明が終わりましたが、皆さんのほうから質疑はありませんか。
足達委員。

足達委員

2番の足達です。

見込額が出たのでせっかくですので、質疑時間が短時間ということで、事務局の回答は必要ありません。先ほど説明されました交付金について、3分の2ほど不用額ということで返納するようになります。

これは、事務方から見ますと、補助金担当の県からしますと相当額残っていることで、お叱りを受けるかなと思っています。

いずれ、交付金という形で特別のお金をもらうということですが、二田会長が導入に頑張ったという話聞いています。農業委員会のために新しくできた補助金ということで、できるだけ使えということです。事務方には不用額の処理ということで難儀をかけます。それとあわせて、今年度の予算も、同額見ているわけですが、やはりせっかく来る補助金です。会長もいろいろ挨拶のときに、有効活用したいというので話しています。改めて今年度、今まで以上の農業委員の活動が必要になるかと思っています。

よろしくお願いします。

参 与

ただいまいただいたご意見を踏まえまして、今年度の活動につきまして、いろいろ検討させていただきたいというふうに考えてございます。

決算につきましては、実際に不用額というふうになってはございますが、これにつきましては、今後、経緯なりを踏まえまして、どういった形がいいのか、ちょっと協議を持つ機会を設けたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長

ほかにありませんか。
(なしの声)

議 長

なければ、以上で本日の日程は全て終了しました。
そのほか事務局から何かありませんか。

参 与

すみません、2点ほど報告がございますので、よろしくお願いいたします。

初めに、農業者年金業務に関する先進地視察の研修についてでございます。

現在、先ほどから説明しております新型コロナウイルス対策の状況に鑑みまして、例年6月に開催しております視察研修につきましては、いまだ計画を立てることがちょっとできないという状況になっております。

したがって、実施につきましては、秋以降または年明けあたりに可能であれば実施したいと考えておりますが、状況が好転しなければ今年度はちょっと中止も検討しなければいけないかなというふうなことも十分考えられますので、何とぞよろしくお願いいたします。

もう1点、農業者年金加入推進体制に関しまして、ご報告いたします。

農業年金の加入推進につきましては、各地域から推進部長を選任いただきまして、実施してまいりました。

7月31日からの改選によります新体制に移行しましたら、推進部長を現在の8名から10名と2名増員しまして、体制強化を図りたいと考えております。

このことにつきましては、4月3日に開催いたしました役員会におきまして、説明をし了解をいただいておりますが、新体制発足後、対象者の多い大曲地域並びに中仙地域の増員を検討しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長

委員の皆さんから何かありませんか。
(なしの声)

議 長

ないようですので、以上をもちまして第38回大仙市農業委員会総会を閉会します。
本日はご苦勞さんでした。

(午前10時10分 閉会)